

多文化共生…外国籍の人と共に暮らす

問合せ先 人権・同和教育課 072-2111内線532

さまざまな国籍を持つ人が現在、小都市で生活しています。最近では、まちで外国人の方を見かけることが随分と多くなりました。

平成27年12月末現在、小都市の人口59,296人のうち、514人が外国籍の人です。三年前の外国籍の人数が299人ですので、飛躍的な伸びが見られます。今後ますます、外国籍の人と共に暮らすようになっていくことでしょう。

ところで、イスラム教徒の人たちが日本に来て困ることが何がご存知ですか。それは食事です。宗教上食べることが禁じられているものがあり、それが日本で売られている調理された食材や外食の中にたくさん含まれています。

そのような方たちの声に応えようとハラールフードを取り扱う店も現れています。このような店では、調理法や食材などを、ハラールフード以外の食品と完全に分けて出しているそうです。

日本文化に触れ、そのすばらしさをもっと勉強したいと学びに来ている人がたくさんいますが、日本に来て住んでいるのだから、日本の作法でやりなさいとは言えないのですね。

「多文化共生」とは、異なる文化を持つ人がともに尊重し合い、自分らしくいきいきと生活することを言います。お互いが文化、生活習慣の違いを理解し、みんなが暮らしやすいまちづくりを進めましょう。

*ハラールフード：イスラム法の下では豚肉を食べることは禁じられ、他の食品でも加工や調理にして一定の作法が要求されます。この作法が遵守された食品を指します

民族差別・人権侵害をあおる ヘイトスピーチに対する取組をすすめます

残念ながら、こうした外国籍の人と共生していく社会を否定するような行動が見られます。その一つがヘイトスピーチです。ヘイトスピーチは特定の国籍や出自の人たちに対して、憎悪をあおる言葉や表現で恐怖や不快感を与えるだけでなく、人格を否定し侵害する行為です。

京都の朝鮮学校に対するヘイトスピーチに対し、最高裁判所は表現の自由を超えていた行為として認め、この行為の差し止めを確定させました。

小都市議会では平成27年9月議会で「外国人等への差別助長いわゆるヘイトスピーチに対する取組の充実強化を求める意見書」を全会一致で採択しました。国連人種差別撤廃委員会の勧告を誠実に受け、適切な措置を図れるように、実効性のある対策を早急に講じることを国に対して強く求めました。こうした国への働きかけは全国各地に広がっています。



▲人権・同和教育課通路に掲示している法務省発行のポスター

国連人種差別撤廃委員会の勧告(平成26年8月29日)

日本政府に対して、いわゆるヘイトスピーチ問題に「毅然と対処」し、法律で規制するよう勧告する「最終見解」を公表したもの。「社会的弱者がヘイトスピーチから身を守る権利」を再認識するよう指摘した。ヘイトスピーチをする個人・団体には捜査・起訴したり、政治家・公人には制裁措置をとることなどを勧告。